

お手数ですが、全滋賀教組分会長にお渡し下さい。

休校期間が延長にない、
「わが子の世話をどうしよう」と悩んでおられる先生方へ

子の世話をするために、特休が取得できます。

滋賀県教育委員会は、3月2日付で「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取り扱いについて」という通知を出してしました。通知では、通勤困難と認められる場合、特別休暇を取得できるとしています。

当初は通勤困難を限定的に解釈

通勤困難な場合というのは、①職員またはその親族に発熱等の風邪症状が見られた場合、②休校措置により、職員が子の世話をする場合等です。

当初②のケースは、保育園・学童保育などが開所している場合、学校において児童・生徒の預かりをしている場合は特休の取得ができないとされてきました。

現場から切実な声

現場からは「(登園自粛で)わが子の世話を得ず年休

を取っているが、先のことを考えると年休を使いすぎるのも心配です。何とかならないでしょうか」という切実な声が全滋賀教組に届くようになりました。

全滋賀教組として見直しを要請

「保育園が開所している、学校預かりが行われていたとしても、登園自粛等を求められていることは、子の世話をするために出勤が著しく困難な場合といえるのではないかと」と県教委に見直しを求めてきました。

通勤困難を

実態に即して判断

こうした経過の中で、県教委は、4月24日付けでQ&Aを更新しました。更新されたQ&Aでは、子の世話をするために通勤困難となるケースを以下のように整理しています。①保育園等が臨時休園となった場合、②

められた場合、③学校預かりについて制限が設けられ、自宅での世話を求められた場合。これらのケースを通勤困難と認め、特休の対象としています。具体的には、困みに書いたとおりです。不明な点は、お気軽に全滋賀教組

この特休は、以下のケースで取得できます。

1. 保育園・幼稚園・学童保育で利用の自粛を求められた場合(臨時休園を含む)
 2. 学校での預かりがあっても、利用条件があったり、利用を控えるよう求められている場合
 3. 学校や学童の預かり時間が限られており、送迎が勤務時と重なる場合(時間単位で取得可)
- 上記いずれの場合も他に世話をすることがないことが条件となります。

すでに年休取得していた方も、市町や学校・園が自粛要請等を通知した日に遡って特休への変更ができます。

これ以外に、本人・家族に発熱等風邪症状が出た場合も特休の対象です(感染防止のため)。

*上記の特休は、正規職員だけでなく、臨時講師(臨時職員)、非常勤講師も取得することができます。

ただし、非常勤講師は6月以上の継続勤務で、週3日以上または年間121日以上勤務という条件があります

しんぶん全滋賀教組

FAX News
UNITE

2020年5月1日

TEL 077-522-4965

FAX 077-522-4978

にお問い合わせください。